

令和6年3月8日

広島県医師会会長様
広島県歯科医師会会長様
広島県薬剤師会会長様
広島県病院協会会長様
広島県柔道整復師会会長様
広島県訪問看護ステーション協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護保険課

福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況について（通知）

県内の各市町を実施主体とする福祉医療費公費負担制度の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

各市町の対応状況を別紙のとおり取りまとめましたので、貴会会員への周知について御配慮いただきますようお願いいたします。

※2024年3月8日再通知【2024年（令和6年）4月1日からの変更点】

市町名	制度名	変更点	変更前	変更後
神石高原町	乳幼児等医療費助成制度	一部負担金	1医療機関につき1日500円（ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院：月14日まで、通院：月4日まで）	入通院とも無料
	ひとり親家庭等医療費制度			
江田島市	こども医療費支給制度	制度名	乳幼児等医療費支給制度	こども医療費支給制度
		対象年齢	入通院とも中学校3年生まで	入通院とも18歳まで
坂町	こども医療費助成制度	対象年齢	入通院とも中学校3年生まで	入通院とも18歳まで

問い合わせ窓口

【制度について】

重度心身障害者医療、精神障害者医療（広島県障害者支援課 自立・就労グループ 電話：082-513-3155）

ひとり親家庭等医療・乳幼児等医療（広島県こども家庭課 家庭グループ 電話：082-513-3173）

【レセプトなど記載方法について】

（広島県医療介護保険課 管理グループ 電話：082-513-3212）



福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況

1 重度心身障害者医療 (91)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

2 精神障害者医療 (91) (通院のみ適用)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	通院：無料
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで

3 ひとり親家庭等医療 (92)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 神石高原町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

乳幼児医療は裏面

4 乳幼児医療 (90)

(令和6年4月1日現在)

市 町 名	対象年齢等	一部負担金
神石高原町	入通院とも18歳まで	入通院とも無料
坂町	入通院とも18歳まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
府中町	入通院とも中学校3年生まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院・通院とも月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
廿日市市		①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
広島市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	○入院 無料 ○通院の場合(1医療機関につき) 1 保護者の所得額が基準額未満の場合 初診料算定時1日500円を限度 (月4日まで) 2 保護者の所得額が基準額以上 ①未就学児 初診料算定時1日1,000円を限度 (月2日まで) ②就学児 1日1,500円を限度(月2日まで) ③第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度 (月4日まで)
東広島市	入院：18歳まで 通院：中学校3年生まで	
尾道市 三次市 安芸高田市 北広島 安芸太田町 庄原市 大崎上島町 世羅町 呉市 竹原市 府中市 三原市 大竹市 江田島市	入通院とも18歳まで	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
福山市 熊野町 海田町	入通院とも中学校3年生まで	

※ _____ は、令和6年(2024年)4月1日から変更となる市町

一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。